

就学すべき学校の指定の変更等について

【この議題の概要】

1 これまでの経緯等

- (1) 釧路市がめざす学校のすがた基本計画の策定中の議論
- (2) 就学すべき学校の指定に関する国の制度と学校選択制
- (3) 市教委内部での議論
- (4) 本日、この協議会で意見をお伺いする理由

2 現在の釧路市の指定校変更制度とその拡大案

- (1) 現在の制度
- (2) 制度拡大の具体案(参考)

3 質疑・意見等

1 これまでの経緯等

(1) 釧路市がめざす学校のすがた基本計画 策定中の議論

- 令和3年6月から、外部有識者によって構成された「釧路市立小中学校のあり方検討委員会」にて、「小中学校の小規模による課題と適正化の必要性」、「小中一貫教育の必要性」、「取組の進め方」などを検討し、その協議において、「学校選択制の検討」について言及される。
- 児童・生徒の保護者、地域、学校関係者等の意見を聴くために令和4年7月中に開催した「地域懇談会」でも、「義務教育学校の校区外の人でも義務教育学校に通える制度となるよう検討してほしい」という意見や、義務教育学校ではなく、小規模校への通学希望を叶えるべきとするご意見があったほか、保護者から個別に、自分の住所からの義務教育学校へ通学可否の問い合わせがあった。
- それらをうけて、当該計画における「今後の進め方」では、「学校選択制の検討」を掲げ、「児童生徒・保護者の意思の尊重と特色や魅力のある学校づくりの観点から学校選択制度について、令和6年度末までに、条例・規則等の整備を含め、検討を完了します。」としている。

(2) 指定校に関する国の制度と学校選択制

原則

- ・ 市町村教育委員会が指定した学校（指定校）に児童生徒が入学するのが原則 [学校教育法施行令第5条]

指定校 変更制度

- ・ 市町村教育委員会は、指定後に、相当の理由があると認める場合には、保護者の申立てにより、指定した学校を変更することができる制度（釧路市も実施中） [学校教育法施行令第8条]

学校選択制

- ・ 市町村教育委員会の指定前に、保護者から希望を聴き、希望どおりに指定することにより、特に理由がなくても、希望する学校に通うことができるようにする仕組み（釧路市は未実施）

(3) 市教委内部での議論

基本的な
考え

- ・ 児童生徒・保護者の意思を尊重し、児童生徒が自分に合うと思う学校で学ぶことができるようにしたい。
- ・ 学校の選択・変更のための事務手続が煩雑にならないようにしたい。
- ・ 釧路市で未実施の学校選択制の手法も含めて検討したい。

課題・
難点

- ・ 国の制度上、学校の指定後は、相当の理由がなければ変更はできない（自由に選べない）。
- ・ 指定前であれば制約がないことから、他都市で実施されている（いた）学校選択制の手法も研究したが、全市的に導入するに当たっては以下のような難点がある。
 - ①地域との連携が弱くなるおそれがある。
 - ②小規模校がより小規模になるおそれがある。
 - ③手続が煩雑で、他都市では学校決定までの調整に3～4か月かかるうえ、抽選等、必ずしも保護者の希望どおりとはなっていない。

(※次頁へ続く)

議論の
到達点

- ・現在の指定校変更制度を拡大し、指定校変更できる理由に義務教育学校関係を追加する。
- ・市教委内部での議論の内容を保護者、地域住民や有識者と共有し、意見をいただく。

【学校選択制の検討スケジュール（予定）】

令和6年9月（現在）	大楽毛地区義務教育学校開校準備協議会
令和6年10月以降	学校、有識者等から意見聴取
令和6年度末まで	検討完了
令和8年1月	新制度に基づく学校指定
令和8年4月	大楽毛学園、音別義務教育学校開校 （新制度に基づき入学）

(4) 本日、この協議会で意見を伺う理由

- 大楽毛地区義務教育学校は、開校時に鶴野小からの学区編入（星が浦大通 3、4 丁目）が計画されている。
- 検討するに当たり、現在、義務教育学校の開校に向けて議論をいただいている委員の皆様の意見を伺いたい。

2 現在の釧路市の指定校変更制度とその拡大案

(1) 現在の制度

指定の方法

- ・ 児童生徒の居住地(住所)を通学区域内に含む学校を指定

指定校を変更できる理由

- ・ 9 頁に示す 1 1 の理由がある場合に**限定**

制度利用者数

- ・ 小学生308人(全児童の5.4%)、中学生183人(全生徒の5.6%)、
合わせて491人が通学区域外の学校に通学している。[R6.5.10現在]

(参考) 指定校変更の手続 (4月新入学の場合)

1月中旬頃 市から学校指定の通知



保護者から指定校変更の申出 (随時)

確認・審査



市から指定校変更の決定通知 (随時)

指定校を変更できる理由の一覧

- ・釧路市では、次に示す理由がある場合に限り、市教委から指定された学校の変更を申し立てることができる。（指定校変更許可基準から引用）

号	許可要件
1	身体的または精神的理由で通学に考慮すべき場合
2	不登校やいじめを受けている状況にあり、就学中の学校への通学または指定校への進学が困難な場合
3	保護者が共働き等で指定校の校区外の児童クラブ等を利用する場合
4	6か月以内に転居が確定していて、転居先の指定校を希望する場合
5	転居時の学年のみ、転居後も転居時に就学する学校を希望する場合
6	指定校に就学すべき特別支援学級がない場合
7	兄弟姉妹が就学する学校と同じ学校を希望する場合
8	市教委が定めた学校選択ゾーンに居住し、指定校以外の選択可能な学校を希望する場合
9	特認校へ入学を希望する場合
10	小学校で所属していた同好会活動等（以下「同好会」という。）が指定校の中学校になく、同種の同好会がある近隣の中学校を希望する場合
11	その他市教委がやむを得ないと認める場合

(2) 制度拡大の具体案(参考)

現状では、義務教育学校に子どもを就学させることを希望する・希望しないという理由で指定校変更を申し立てることはできない。

⇒ 次のように指定校を変更できる理由を追加することで、ほかに特別な理由がなくても、義務教育学校へ（から）の変更を可能としたい。

指定校を
変更でき
る理由の
追加

【追加１】義務教育学校へ入学を
希望する場合 （→小・中学校から変更できる）

【追加２】義務教育学校へ入学を
希望しない場合 （→小・中学校へ変更できる）

3 委員の皆様に意見を求めたいこと

たとえば、次のような事項についてご質問、ご意見等をお伺いしたいと考えています。

(1) ここまでの指定校変更制度の説明について確認したい点がありますか。

(2) 指定校変更制度の拡大について、改めて確認しながらご質問します。

現在の制度のままでは、通学区域内に住む児童生徒が違う学校に入学したい場合は、先に紹介した11の理由を示す必要があります。

前述した形で指定校変更制度が拡大されると、他の地区に住んでいる方が、ほかに理由を示さなくても、申請書の提出のみで大楽毛学園に入学することができるようになります。また、大楽毛学園の通学区域内に住んでいる方が、ほかに理由を示さなくても、申請書の提出のみで他の小・中学校に入学することができるようになります。

そこで、以下、お尋ねします。

① 通学区域外に住む人の話も含め、大楽毛学園に通わせることを希望する・希望しないという声を聞いたことがありますか。

② 星が浦大通 3、4 丁目は、現在は鶴野小学校の通学区域となっていますが、開校に合わせて大楽毛学園の通学区域に変更され、令和 8 年度の新小 1 から適用となる予定です。（※在校生は変更なし）

星が浦大通 3、4 丁目に住む未就学児・保護者で、制度を利用して大楽毛学園ではなく鶴野小と鳥取西中の組合せへの変更を希望する方は、どれくらいいると思いますか。

③ 申請書の提出のみで他の小・中学校に入学することができるとすれば、ぜひ子どもを通わせたいと思う市立の学校はありますか。自分の話でも、他人から聞いた話でも構いませんので、できれば理由も教えてください。

(参考)

大楽毛地区小学校の通学区域(現校区からの変更箇所)

